㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び高浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県小浜市小屋六三号緩ノ上一八の一、二〇から二三まで、二四の一から二四の三まで、二五、二七の一から二七の三まで、二八から三一まで、三三から四〇まで、四一・四二・四三の一合併、四三の二、四四、四五・四六合併、四七、五〇の一、五〇の三、五一の二、五三、五五、五六、五七の一から五七の四まで、五九・六一合併一、五九・六一合併二、六〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第六十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の一部を次のように改正し、令和七年七月十日から適用する。

令和七年七月九日

経済産業大臣　武藤　容治

表の指定の期間の欄中「令和七年七月九日」を「令和七年九月三十日」に改める。

○国土交通省告示第五百十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年六月二十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5750号	航海情報記録装置	ＶＲ―7000	古野電気株式会社	固定式記録媒体の追加

○海上保安庁告示第十七号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年七月九日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　那覇港泊第五号灯浮標
位置
所在地　沖縄県那覇港（那覇港新港第一防波堤南灯台の東北東方約二・一キロメートル）
北緯　二六―一三―四五
東経　一二七―四〇―一八
廃止年月日　令和七年二月十八日

名称　新和沖拓洋養殖施設Ａ灯浮標
位置
所在地　大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の南南東方約二・五キロメートル
北緯　三二―二〇―一六
東経　一三〇―一三―三九
廃止年月日　令和七年二月二十四日

名称　新和沖拓洋養殖施設Ｂ灯浮標
位置
所在地　大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の南方約一・七キロメートル
北緯　三二―二〇―三一
東経　一三〇―一三―〇九
廃止年月日　令和七年二月二十四日

名称　新和沖拓洋養殖施設Ｃ灯浮標
位置
所在地　横島灯台（熊本県天草市）の南東方約一・三キロメートル
北緯　三二―二二―一六
東経　一三〇―一四―三四
廃止年月日　令和七年二月二十四日

名称　新和沖拓洋養殖施設Ｄ灯浮標
位置
所在地　横島灯台（熊本県天草市）の南東方約一・八キロメートル
北緯　三二―二二―〇五
東経　一三〇―一四―五五
廃止年月日　令和七年二月二十四日

名称　新和沖拓洋養殖施設第一号灯浮標
位置
所在地　大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の東方約二・六キロメートル
北緯　三二―二一―二五
東経　一三〇―一四―二七
廃止年月日　令和七年二月二十四日

名称　新和沖拓洋養殖施設第二号灯浮標
位置
所在地　大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の東方約二・七キロメートル
北緯　三二―二一―三〇
東経　一三〇―一四―三一
廃止年月日　令和七年二月二十四日

名称　新和沖拓洋養殖施設第三号灯浮標
位置
所在地　大多尾港三号防波堤灯台（熊本県天草市）の東北東方約一・九キロメートル
北緯　三二―二一―四〇
東経　一三〇―一三―五七
廃止年月日　令和七年二月二十四日